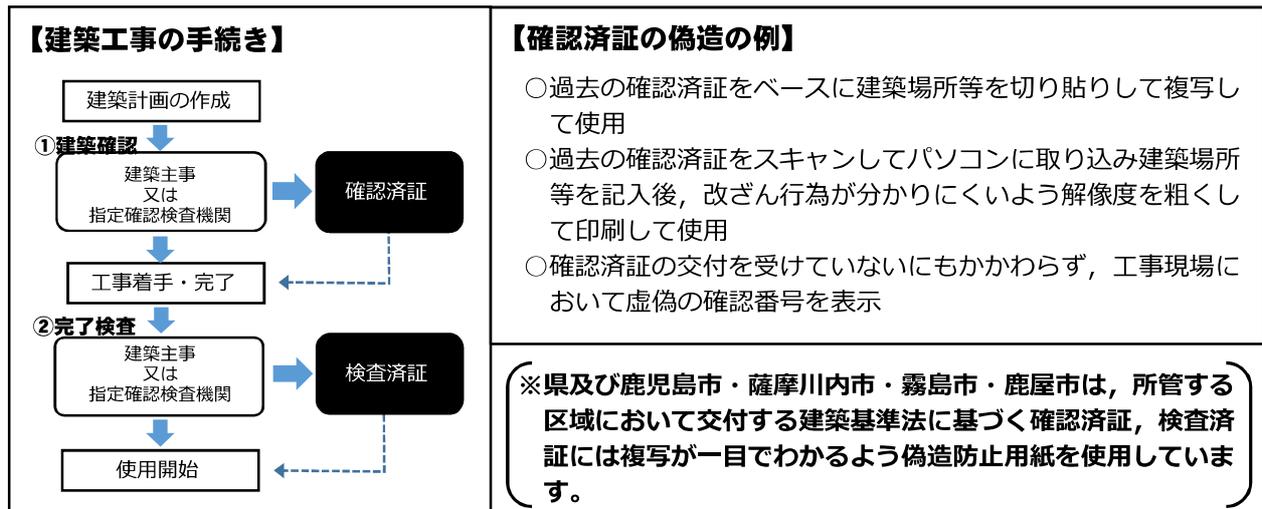


# 確認済証等の偽造にご注意ください

建築主は、一定の建築物を建てる際には、建築基準法の規定に基づき、確認申請書を提出し、行政の建築主事又は民間の指定確認検査機関の確認を受け、確認済証の交付を受けなければなりません。また、これらの工事が完了したときは完了検査を受検し、検査済証の交付を受けなければなりません。

しかしながら、近年、本県をはじめ全国で、確認を受けたように装い、確認済証を偽造した事案が発生しており、こうした不正行為を防止するため、関係者の皆様におかれましては、以下の点に留意してくださいますようお願いいたします。



## 建築主の方へ

- 工事着手前に確認済証の原本と確認申請書の副本を確認してください。
- 工事完了後は、検査済証の原本を確認してください。

## 建築士・建築士事務所の方へ

- 建築確認済証や検査済証の交付を受けた場合、建築主に原本を渡してください。
- 設計業務を行っていない物件の工事監理を行う場合、工事着手前に確認済証に偽造がないことを確認してください。
- 建築士事務所の開設者や管理建築士は、確認済証偽造等の不正行為が起らないよう所属建築士又は所属員の意識啓発に努めてください。

## 工事施工者の方へ

- 建築主から工事等の依頼を受けた場合、建築主へ確認済証の交付を受けた後でなければ工事ができないことを十分説明してください。
- 工事着手前に、建築主等に確認済証の原本提示を求め、偽造がないことを確認した上で、工事現場の見易い場所に「建築基準法による確認済」の表示板を設置してください。

**確認済証又は検査済証などに疑義が生じた場合は、裏面の問い合わせ先又は発行元の指定確認検査機関へご連絡ください。**

## (参考) 建築基準法(抄)

第6条 建築主は、第一号若しくは第二号に掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号又は第二号に規定する規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第三号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定(この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法令の規定」という。))その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)の確認(建築副主事の確認にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。以下この項において同じ。)を受け、確認済証の交付を受けなければならない。

(略)

- 一 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に掲げる建築物を除くほか、二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超える建築物
- 三 前二号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域(いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。)若しくは景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の準景観地区(市町村長が指定する区域を除く。)内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

第6条の2 前条第1項各号に掲げる建築物の計画(前条第三項各号のいずれかに該当するものを除く。)が建築基準関係規定に適合するものであることについて、第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受け、国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、当該確認は前条第1項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす。

第7条 建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事等の検査(建築副主事の検査にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。第7条の3第1項において同じ。)を申請しなければならない。

第7条の2 第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者が、第6条第1項の規定による工事の完了の日から4日が経過する日までに、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を引き受けた場合において、当該検査の引受けに係る工事が完了したときについては、前条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

## (問い合わせ先)

| 区域  | 名称                      | 電話           |
|---|-------------------------|--------------|
| 鹿児島市  | 鹿児島市建設局建築部建築指導課審査係      | 099-216-1359 |
| 日置市、いちき串木野市、鹿児島郡  | 鹿児島地域振興局建設部土木建築課建築係     | 099-805-7336 |
| 枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市                                      | 南薩地域振興局建設部土木建築課建築係      | 0993-52-1395 |
| 薩摩川内市 <sup>※1</sup>                                     | 薩摩川内市建設部建築住宅課指導グループ     | 0996-23-5111 |
| 阿久根市、出水市、薩摩川内市 <sup>※2</sup> 、薩摩郡、出水郡、霧島市 <sup>※1</sup> | 北薩地域振興局建設部土木建築課建築係      | 0996-25-5292 |
| 霧島市 <sup>※1</sup>                                       | 霧島市建設部建築指導課建築審査グループ     | 0995-64-0954 |
| 始良市、霧島市 <sup>※2</sup> 、始良郡、伊佐市                          | 始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課建築係   | 0995-63-8371 |
| 伊佐市   | 始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在 | 0995-23-5155 |
| 鹿屋市 <sup>※1</sup>                                       | 鹿屋市建設部建築住宅課建築指導室        | 0994-31-1161 |
| 鹿屋市 <sup>※2</sup> 、垂水市、曾於市、志布志市、曾於郡、肝属郡                 | 大隅地域振興局建設局建設部土木建築課建築係   | 0994-52-2188 |
| 西之表市、熊毛郡(屋久島町を除く)                                       | 熊毛支庁建設部建設課建築係           | 0997-22-1867 |
| 屋久島町  | 屋久島事務所建設課河川港湾第二係(建築担当)  | 0997-46-2213 |
| 奄美市、大島郡(徳之島町、天城町、伊仙町を除く)                                | 大島支庁建設部建設課建築係           | 0997-57-7344 |
| 徳之島町、天城町、伊仙町  | 徳之島事務所建設課道路係(建築担当)      | 0997-82-1251 |

※1 建築基準法施行令第148条第1項第1号を除く。

2 上記(※1)を除く建築物等に限る。

このチラシの内容等に関する問合せ先

鹿児島県土木部建築課計画指導係 TEL:099-286-3710